

庁内人権・男女通信



長崎市人権イメージキャラクター
ヒマワリさん

令和4年度 第3号

市民生活部人権男女共同参画室

1 ★毎年、当室が発行している特集号を紹介します★

人権問題特集号を広報ながさき2月号の折り込みにてご家庭に配布しましたが、ご覧になられましたか？

今年度は「インターネットと人権」をテーマに、SNSに関する特集となっています。

Twitter、Instagram、Facebook、LINEなどをいつも利用していると思います。とても身近で便利なツールであるSNSだからこそ、誰にでも起こりうる人権侵害の問題を取り上げています。

また、第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画についても掲載していますので、新たな主要課題である、性的少数者、犯罪被害者等に関する取り組みをぜひ確認いただければと思います。この機会にご家族でご覧いただき、人権について改めて考えてみませんか。



男女共同参画推進特集号は広報ながさき3月号の折り込みにてご家庭へ配布されます★

今年度の特集号の主なトピックはこれだ！

★アンコンシャス・バイアス★

正直、聞き慣れない言葉だと思います。しかし、この言葉、実は誰もが持っているものなのです。簡単に言えば、「〇〇は〇〇するべきじゃないか」というような決めつけであったり、無意識の思い込みのことを指します。

この無意識の思い込みが、時に相手を傷つけたり、自分自身の可能性をせばめてしまうことも…。

特集号では、「アンコンシャス・バイアス」との関わり方について掲載しておりますので、これを機に、一緒に考えてみませんか？ぜひご覧ください！

2 ★アマランス相談の場所が移転しました★

この号の内容

- 1 特集号の紹介
- 2 アマランス相談の移転
- 3 人権職場研修実施のお礼とお願い

1月に新庁舎へ移転したことに伴い、アマランス相談の場所も移転しました。
新庁舎10階の人権男女共同参画室に相談室があります。

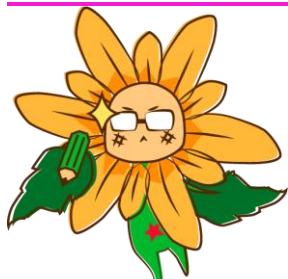
○一般相談（女性相談員）：年末年始を除く毎日10時～12時、13時～16時
（面談・電話）（予約優先）

水曜日夜間電話相談（女性相談員）：水曜日（祝日を除く）18時～20時
（電話）（予約優先）

○法律相談（弁護士）：金曜日（祝日を除く）13時～16時（面談）
（一般相談後要予約）

○心の健康相談（臨床心理士）：月2回 13時～16時（面談）（要予約）
お問い合わせ等ありましたら、ご案内をお願いいたします。

相談直通電話 095-826-4417



3 人権職場研修実施のお礼とお願い

長崎市では、人権尊重社会の実現を目指し「第3次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「計画」という。）を本年4月に策定し、各所属においても計画に基づき様々な施策に取り組んでいただいておりますが、基本目標4「特に人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発」において、毎年人権に関する職場研修の実施100%を目標としており、各所属あて実施を依頼しておりました。

1月末までに実施・報告いただいた所属につきましてはありがとうございました。まだ未提出の所属につきましては、所属の代表アドレス宛に再依頼しておりますので、2月末までの実施・提出をお願いいたします。

～おわりに～

新型コロナウイルス感染症が生活や業務に影響している現在の状況は、少しずつ前の生活に戻っていきけるようでほっとしています。

これまで以上に家族・職場など周囲の方と協力し合い、早く通常の生活・業務ができるようになるといいですね！